愛媛県報

平成17年３月31日木曜日　第1645号外１

発行　愛　媛　県

印刷　岡田印刷株式会社

◇ 目　　次 ◇

条　　例

○　愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例…………………… 1

条　　例

○愛媛県条例第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づく処分により、愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成17年３月31日

愛媛県知事　加　戸　守　行

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第60条の５第３項中「第700条の11の３第１項」を「第700条の11の２第１項」に改める。

第60条の６第１項中「第700条の11の３第３項」を「第700条の11の２第３項」に、「第700条の11の３第２項」を「第700条の11の２第２項」に改める。

附則第８条第１項中「平成18年度」を「平成21年度」に改める。

附則第24条第２項及び第３項中「平成17年３月31日」を「平成19年３月31日」に改め、同条第５項及び第６項を削る。

附　則

1　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

2　改正後の愛媛県県税賦課徴収条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

平成17年３月31日　印刷
平成17年３月31日　発行
購読料（送料共）　１箇月 1，750円